

改 正 案	現 行
目 次	目 次
第一章 (略)	第一章 (同上)
第二章 無線局	第二章 (同上)
第一節 通則（第五条 第二十二条の二）	第二節 (同上)
第二節 周波数割当計画の公開（第二十一条）	第三節 (同上)
第三節 安全施設（第二十一条の二 第二十七条）	第四節 (同上)
第四節 船舶局、航空機局等の特則（第二十八条 第二十二条の二）	第四節の二 地球局、人工衛星局等の特則（第二十二条 第二十二条の九）
第四節の二 無線設備の技術基準の策定等の申出の手続（第二十二条の九の二）	第四節の二 (同上)
第五節 無線従事者（第二十二条の十一 第二十六条）	第五節 (同上)
第六節 目的外通信等（第二十六条の二 第二十七条）	第六節 (同上)
第七節 業務書類等（第二十八条 第四十三条の六）	第七節 (同上)
第三章 (略)	第三章 (同上)
第四章 (略)	第四章 (同上)
附 則	附 則
(開設計画の認定の有効期間)	(開設計画の認定の有効期間)
第九条の二 法第二十七条の十二第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とする。	第九条の二 法第二十七条の十二第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とする。ただし、設備規則第四十九条の六の二及び第四十九条の六の二においてそ

の無線設備の条件が定められているもので、割当可能周波数帯が一、五一三MHzを超える、五一六MHz以下であり、かつ、特定基地局の設置される範囲が四未満の都道府県の場合の開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して二年とする。

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一九 (略)

法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局（その無線設備が第二十一条の二の規定に適合するものに限る。）とする。

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるるものとする。

一九 (略)

第十五条の二第一項に規定する基地局

- (1) 設備規則第四十九条の六の二第一項及び第四項に規定する技術基準
- (2) 設備規則第四十九条の六の二第一項及び第五項に規定する技術基準
- (3) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項に規定する技術基準

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の二 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるるものとする。

一九 (同上)

- (4) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に規定する
技術基準
- (5) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する
技術基準
- (6) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に規定する
技術基準
- (7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項に規定する
技術基準
- (8) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する
技術基準
- (9) 設備規則第四十九条の一一十八第一項、第二項、第五項及び
第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒の
ものに限る。）
- (10) 設備規則第四十九条の一一十八第一項、第二項、第六項及び
第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒のも
のに限る。）
- (11) 設備規則第四十九条の一一十九第一項、第二項、第五項及び
第七項に規定する技術基準
- (12) 設備規則第四十九条の一一十九第一項、第二項、第六項及び
第七項に規定する技術基準

（無線局の開設等の届出期間）

第十五条の四 法第二十七条の六第二項の総務省令で定める期間は
十五日とする。

第四節の二 無線設備の技術基準の策定等の申出の手続（

第二十二条の九(一)

(無線設備の技術基準の策定等の申出の手続)

第二十二条の九(一) 法第三十八条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した別表第一号の六の様式の申出書に、原案を添えて、総務大臣に提出することによつて行わなければならぬ。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 技術基準の策定又は変更の申出の別
 - 三 策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
 - 四 申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由
 - 五 申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果その他原案の妥当性の評価に資する事項
 - 六 申出人が從事している事業の種類及びその内容(申出人が団体の代表者であるときは、その団体の目的及び事業の内容)
- 2 総務大臣は、申出の審査に際し、必要があると認めるときは、申出人に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(簡易な操作)

第二十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の一各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

(簡易な操作)

第二十三条 (同上)

一～五 (同上)

六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局（第十五条の一第一項に規定する基地局であつて、設備規則第四十九条の六の一第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項、第四十九条の六の五第一項及び第四項、第四十九条の六の九第一項及び第四項、第四十九条の一十八第一項、第一項、第五項及び第七項又は第四十九条の一十九第一項、第一項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備（第四十九条の一十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備にあつては、送信ペースト長が五ミリ秒のものに限る。）を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という）

七・八 (2) (5) ° () (略)

|(人工衛星局の無線設備の設置場所の変更命令を受けた免許人の報告)|

第四十二条 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の一 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、総務大臣が別に告示する無線局の無線設備については、

六 (同上)

(1) 基地局（設備規則第四十九条の六の一第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項又は第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

七・八 (2) (5) ° () (同上)

(報告)

第四十二条 (同上)

同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることが
できる。

無線設備	必要な措置
一 衛星非常用位置指示無線機識、捜索救助用レーダー用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の二の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	電池を取り外すこと。
二 放送局及び固定局の無線設備	空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあっては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること）。
三 人工衛星局その他の宇宙局（宇宙物体に開設する実験試験局を含む。以下同じ。）の無線設備	当該無線設備に対する遠隔指令の送信ができないよう措置を講じること。
四 特定無線局（法第二十七条の一第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）の無線設備	空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。
五 その他の無線設備	空中線を撤去すること。

(報告)

第四十一条の二一 (略)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 移動する無線局（前二項に規定する無線局を除く。）の免許人
又は特定無線局の包括免許人は、その住所（宇宙局及び包括免許
に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であ
るものの場合に限る。）又はその局の無線設備の常置場所若しくは
その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所の所在
地を変更したときは、できる限り速やかに、その旨を文書によつ
て、総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

4 (略)

(適用規定)

第四十五条の二の二 第三十二条の九の一の規定は、法第百条第五
項において準用する法第三十八条の一第一項の規定による申出に
ついて準用する。

(手数料を納付する場合の特例)

第五十一条の九の一 手数料令第二十一条第一項の総務省令で定め
る場合は、電子申請等により次の各号に掲げる申請等をする場合
とする。

一九八 (略)

第四十一条の二一 (同上)

第四十三条 (同上)

2 (同上)

3 移動する無線局（前二項に規定する無線局を除く。）の免許人
は、その住所（宇宙局（宇宙物体に開設する実験試験局を含む。
以下同じ。）及び包括免許に係る特定無線局であつて、その通信
の相手方が人工衛星局であるもの場合に限る。）又はその局の
無線設備の常置場所若しくはその局の包括免許に係る手続を行う
包括免許人の事務所の所在地を変更したときは、できる限り速や
かに、その旨を文書によつて、総務大臣又は総合通信局長に届け
出なければならない。

4 (同上)

(手数料を納付する場合の特例)

第五十一条の九の一 (同上)

一九八 (同上)

九 法第三十八条の四第一項において準用する法第三十八条の二
の二第一項の規定による登録証明機関の登録の更新の申請

2 十六 (略)

2・3 (略)

(広域専用電波の周波数の幅)

第五十一条の九の十 (略)

2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まることとされている場合において、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の免許人が同一の者であるときは、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の使用する広域専用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域専用電波に該当する指定周波数、この占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

3 一・二 (略)

3 (略)

(広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)

第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第二百三十二条の一第一項の規定を適用する。

九 法第三十八条の四第一項において準用する法第三十八条の二
の二第一項の規定による登録証明機関の登録の更新の申請

2 十六 (同上)

2・3 (同上)

(広域専用電波の周波数の幅)

第五十一条の九の十 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局(包括免許に係る特定無線局を含む。以下この項において同じ。)の使用する電波の周波数が定まることがとされている場合において、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の免許人が同一の者であるときは、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の使用する広域専用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域専用電波に該当する指定周波数、この占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

3 一・二 (同上)

3 (同上)

(広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)

第五十一条の九の十一 (同上)

- 一 法別表第六備考第九号イに掲げる無線局（第二号及び第四号に掲げるものを除く）当該無線局の移動範囲
- 二 法別表第六備考第九号ロ及びハに掲げる無線局（第五号に掲げるものを除く。）当該無線局の無線設備の設置場所
- 三 法別表第六備考第九号ニに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号及び第五号に掲げるものを除く。）全国の区域
- 四 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の一第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）
- 五 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の一第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域
- 2 前項の規定にかかわらず、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する法別表第六備考第九号イ若しくはロに掲げる無線局又は包括免許に係る特定無線局が次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定める区域又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第二十三条の一第一項の規定を適用する。
- 一 法別表第六備考第九号イに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の一第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）が指定周波数を同じくするものである場合（当該

- 一 法別表第六備考第九号イに掲げる無線局 当該無線局の移動範囲
- 二 法別表第六備考第九号ロ及びハに掲げる無線局 当該無線局の無線設備の設置場所
- 三 法別表第六備考第九号ニに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号に掲げるものを除く。）全国の区域
- 四 包括免許人が開設する第一号に掲げる無線局を通信の相手方とする包括免許に係る特定無線局 当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）
- 2 (同上)
- 一 法別表第六備考第九号イに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。）が指定周波数を同じくするものである

無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。) 前項の規定により当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる区域

一一 (略)

(予納の申出)

第五十一条の十一の一一 表示者(法第二百二十二条の二第十一項の表示者をいう。以下同じ。)は、法第二百二十二条の二第十七項の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一・六 (略)

2・3 (略)

(口座振替の申出等)

第五十一条の十一の一二の五 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第二百二十二条の二第二十項に規定する方法(以下「口座振替」という。)により納付しようとするとき(再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前(法第二百二十二条の二第一項前段に規定する電波利用料にあつては、九月三十日)までに、別表第十三号の様式(広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十二号の二の様式)の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

場合 前項の規定により当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる区域

一一 (同上)

(予納の申出)

第五十一条の十一の一一 表示者は、法第二百二十二条の二第十七項の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一・六 (同上)

2・3 (同上)

(口座振替の申出等)

第五十一条の十一の一二の五 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第二百二十二条の二第二十項に規定する方法(以下「口座振替」という。)により納付しようとするとき(再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)は、口座振替による納付を希望する電波利用料に係る起算日(法第二百二十二条の二第一項の起算日をいう。以下同じ。)の前日(包括免許等(法第二百二十二条の二第五項に規定する包括免許等をいう。以下同じ。)の場合にあつては、法第二百二十二条の二第五項又は第六項の届出を行う日)までに、別表第十二号の様式の申出書を提出することによつて、

2 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするとき（既に無線局の免許等を受けている者が再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。）は、当該免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式（広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表十二号の一の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

3 特定免許等不要局を開設した者又は表示者は、その開設し又は表示を付した特定免許等不要局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、法第百二条の一第十項又は第十一項の届出を行う日までに、別表第十四号の一の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

4 前二項の口座振替による納付を希望する旨の申出（以下「口座振替の申出」という。）は、その後に納期限が到来する当該申出に係る電波利用料（当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合

その旨を総合通信局長に申し出るものとする。
2 免許人は、広域専用電波に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、口座振替による納付を希望する広域専用電波に係る電波利用料について、九月三十日まで（法第百二条の一第一項前段に規定する電波利用料の場合に限る。）又は広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日に、別表第十二号の一の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

3 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするとき（既に無線局の免許等を受けている者が再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。）は、当該免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

4 前二項の口座振替による納付を希望する旨の申出（以下「口座振替の申出」という。）は、その後に到来する起算日又は十月一日（広域専用電波に係る電波利用料の場合に限る。）以後の期間

における当該無線局に係る電波利用料を含む。第五十一条の十一の五において同じ。)の納付についての口座振替の申出とみなす。

(包括免許等の場合にあつては、免許等後毎年到来するその包括免許等の日に応当する日から始まる各一年の期間及び当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月から次の包括免許等の日に応当する日の属する月の前月までの期間。第五十一条の十一の五において同じ。)に係る電波利用料(当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合における当該無線局に係る電波利用料を含む。第五十一条の十一の五において同じ。)の納付についての口座振替の申出とみなす。

5 第一項及び前項の規定は、特定免許等不要局を開設した者又は表示者について準用する。この場合において、第一項中「とき(再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)」であるのは「とき」と、「口座振替による納付を希望する電波利用料に係る起算日(法第百二条の二第一項の起算日をいう。以下同じ。)の前日(包括免許等の場合にあつては、法第百二条の二第五項又は第六項の届出を行う日)」であるのは「法第百二条の二第十項又は第十一項の届出を行う日」と、「別表第十二号」であるのは「別表第十四号の二」と、前項中「前一項」とあるのは「第一項」と、「起算日以後の期間(包括免許等の場合にあつては、免許等後毎年到来するその包括免許等の日に応当する日から始まる各一年の期間及び当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月から次の包括免許等の日に応当する日の属する月の前日までの期間。第五十一条の十一の五において同じ。)」であるのは「満了日(法第百二条の二第八項の満了日をいう。第五十一条の十一の五において同じ。)に応当する日以後の期間」と、「電波利用料

第五十一条の十一の五　口座振替による電波利用料の納付を行つた次の表の上欄に掲げる者が、その後に納期限が到来する電波利用料について口座振替による納付を行わないこととしようとするときは、同表の下欄に掲げる事項を記載した申出書を、総合通信局長に提出するものとする。

(表略)

(権限の委任)

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第一号の一の二、第二号及び第六号の一に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十六条の一から第十九条まで、第二十条第一項から第四項まで、第七項及び第八項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の二第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十一まで、第二十

（当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合における当該無線局に係る電波利用料を含む。第五十一条の十一の五において同じ。）とあるのは「電波利用料」と読み替えるものとする。

第五十一条の十一の五　口座振替による電波利用料の納付を行つた次の表の上欄に掲げる者が、その後に到来する起算日以後の期間（特定免許等不要局を開設した者又は表示者にあつては、満了日に応当する日以後の期間）に係る電波利用料について口座振替による納付を行わないこととしようとするときは、同表の下欄に掲げる事項を記載した申出書を、総合通信局長に提出するものとする。

(同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五　(同上)

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十六条の一から第十九条まで、第二十条第二項から第四項まで、第七項及び第八項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の二第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十一まで、第二十

七条の二十二第一項及び第四項、第二十七条の二十四第一項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第一項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第一号に掲げる者の開設に係るものと除く。）に関するもの

- (1) 固定局、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T 地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局
- (2) (1)に掲げる無線局（アマチュア局を除く。）の行う無線通信業務に係る実用化試験局

2 一・二八 (略)

前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一・二一 (略)	(略)
----------	-----

七条の二十二第一項及び第四項、第二十七条の二十四第一項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第一項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第一号に掲げる者の開設に係るものと除く。）に関するもの

- (1) (同上)

2 一・二八 (略)

(2) (同上)

一・二一 (同上)	(同上)
-----------	------

三 宇宙局並びに包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	申請者又は免許人の住所	
三の二一 VSAT地球局（二の項に掲げる特定無線局を除く。）	当該VSAT地球局の送信の制御を行うVSAT制御地球局の無線設備の設置場所	
三の二 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限り、二の項に掲げる特定無線局を除く。）	当該特定無線局の送信の制御を行なう主たる無線局の無線設備の設置場所	
三の四 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）	当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域	
三の五 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	（略）	
四 移動する無線局（一の項から三の二の項まで及び三の五の項に掲げる無線局を除く。）（十一の項に掲げ	その無線設備の常置場所（常置場所を船舶又は航空機とする無線局にあつては、当該船舶の主たる停泊港又は当該航	
三 宇宙局並びに包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	（同上）	
三の二一 VSAT地球局（二の項に掲げる特定無線局を除く。）	（同上）	
三の二 包括免許に係る特定無線局（二の項に掲げる特定無線局を除く。）	（同上）	
三の四 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	（同上）	
四 移動する無線局（一の項から三の四の項までに掲げる無線局を除く。）（十一の項に掲げる事項を除く。	（同上）	

る事項を除く。)	空機の定置場の所在地
五 移動しない無線局 (1)の 四の項及び(1)の五の項に掲 げる無線局を除く。) (十 11の項に掲げる事項を除 く。)	その送信所 (通信所又は演奏 所があるときは、その通信所 又は演奏所) の所在地
五の11～十四 (略)	(略)

3・4 (略)

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条関係）

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 簡易無線局の無線設備（法第38条の2の2第1項に規定する特定無線設備のものを除く。）の工事設計のうち次に掲げるもの (1)～(4) (略)	(略)
2～21 (略)	(略)

注 (略)

第2 設備又は装置の工事設計の一部分について変更する場合（設備又は装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）

)	
五 移動しない無線局 (1)の 四の項に掲げる無線局を除 く。) (十11の項に掲げる 事項を除く。)	(同上)
五の11～十四 (同上)	(同上)

3・4 (同上)

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条関係）

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 簡易無線局の無線設備（法第38条の2の2第1項に規定する特定無線設備のものを除く。）の工事設計のうち次に掲げるもの (1)～(4) (同左)	(同左)
2～21 (同左)	(同左)

注 (同左)

第2 設備又は装置の工事設計の一部分について変更する場合（設備又は装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）

(略)

(同左)

別表第二号の六 無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

無線設備技術基準策定等申出書	
年 月 日	
総務大臣殿	
申出人	
住所	
氏名	印
代表者氏名	
電波法	第38条の2第1項 第100条第5項において準用する同法第38条の2第1項
の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。	
記	
長 辺	1 技術基準の策定又は変更の申出の別
	2 策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
	(1) 申出に係る無線局の種別
	(2) 申出に係る無線局の目的
	(3) 申出に係る無線局の周波数の範囲
	(4) その他策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要

<u>3 申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由</u>
<u>4 申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果</u>
<u>その他の原案の妥当性の評価に資する事項</u>
<u>5 申出人が従事している事業の種類及びその内容（申出人が団体の代表者であるときは、その団体の目的及び事業の内容）</u>
<u>申出に関する連絡責任者</u>
<u>住所</u>
<u>所属</u>
<u>氏名</u>
<u>電話番号</u>
<u>電子メールアドレス</u>

短辺 (日本工業規格A列4番)

注1 申出人の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申出人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 申出人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

- 2 2(1)の欄は、第4条に掲げる無線局の種別を記載すること
。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬
送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療
用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 3 2(2)の欄は、無線局の目的を記載すること。ただし、第45
条の2の2に規定する申出の場合は、高周波利用設備の目的を
記載すること。
- 4 2(3)の欄は、例えば「何MHzから何MHzまで」のよう
に記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場
合は、高周波利用設備の周波数の範囲を記載すること。
- 5 申出に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には、住所、所
属及び氏名の記載を要しない。
- 6 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別
紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜
記載すること。

別表第十三号の二（第51条の11の2の5第1項及び第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(略)

別表第十四号（第51条の11の2の5第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(略)

別表第十三号の二（第51条の11の2の5第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(同左)

別表第十四号（第51条の11の2の5第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(同左)

別表第十四号の二（第51条の11の2の5第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

別表第十四号の二（第51条の11の2の5第5項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（同左）